

「愛知県がん対策推進計画（第2期）」の推進

1 計画の概要

(1) 目的及び根拠

がん対策基本法の規定に基づき、がん対策の推進に関する基本的な計画を策定し、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指す。がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

※ 根拠法令等

「がん対策基本法」第11条第1項及び「愛知県がん対策推進条例」第20条第1項

(2) 経緯

平成19年度に「愛知県がん対策推進計画」（計画期間：平成20～24年度）を策定し、以来、この計画に基づいてがん対策を推進してきた。平成25年3月、国の「がん対策推進基本計画」の変更、「愛知県がん対策推進条例」の制定を踏まえ、「愛知県がん対策推進計画（第2期）」を見直し策定した。

(3) 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

(4) 愛知県におけるがんとがん医療の現状

ア 死亡数 平成23年：17,596人（人口10万対：242.3）、約3人に1人ががんで死亡
全国：357,305人（人口10万対：283.2）、約3人に1人ががんで死亡

イ がん検診受診率（平成22年度）

	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮がん
愛知県	14.7%	23.8%	20.0%	31.0%	38.4%
全国	10.2%	15.9%	15.8%	27.3%	30.9%

対象者：40歳以上（子宮がんは20歳以上）69歳まで

ウ がん診療連携拠点病院等（平成24年4月）

国指定の15のがん診療連携拠点病院及び県指定の8のがん診療拠点病院

(5) 計画の基本方針

- 【基本方針1】 年齢・性・就労状況等に配慮したがん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策の推進
- 【基本方針2】 県内どこに住んでいても病状に応じた適切ながん治療や緩和ケアを受けられるがん対策の推進
- 【基本方針3】 がんの正しい知識の普及啓発・教育を通じて、がんの予防・早期発見を進めるがん対策の推進
- 【基本方針4】 がんの研究等を踏まえたがん対策の推進

(6) 計画の全体目標

ア がんの死亡率の減少

がんの年齢調整死亡率（75歳未満、人口10万人あたり）を平成29年度までの10年間で20%減少させる。

目標指標	前計画策定時 (平成19年)	現 状 値 (平成24年)	目 標 値 (平成29年)
年齢調整死亡率 (75歳未満) 人口10万対	男性 119.5 女性 65.7 (平成17年値)	男性 107.1 女性 61.3 (平成22年値)	男性 95.6 女性 52.6 (平成27年値)

イ 自宅で治療を続けられるがん患者の割合の増加

自宅で死亡されるがん患者の割合を平成29年度までの5年間で平成23年の全国平均値まで高める。

目標指標	現 状 値 (平成24年)	目 標 値 (平成29年)
がん患者の自宅における 死亡割合	6.5% (平成23年値)	8.2% (平成28年値)

(7) 個別目標及び施策

- ア がん予防の推進
- イ がんの早期発見の推進
- ウ がん治療の推進
- エ 緩和ケアの推進
- オ 在宅療養の推進
- カ 女性特有のがんに係るがん対策
- キ 小児がん対策
- ク 働く世代へのがん対策
- ケ がんに関する相談支援及び情報提供の推進
- コ がんの教育・普及啓発の推進
- サ がんに関する研究の推進

(8) 計画の推進

- ・ がん登録事業、がん検診従事者講習会やがん検診の普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、新たな課題に対応するため、女性に特有のがん対策推進事業やがん患者・家族の相談支援事業等の新たに事業化した事業に取り組んでいく。
- ・ 関係団体並びに有識者等によって構成される「健康づくり推進協議会」ならびに「がん対策部会」を開催し、計画の推進状況や推進方策を検討するなど進行管理に努める。